

介護サービス事業所等実態調査業務委託企画提案競技実施要領

1 業務の名称

介護サービス事業所等実態調査業務委託

2 業務の内容

「介護サービス事業所等実態調査業務委託仕様書」のとおり

3 委託業者選定方法

企画書及び見積書等の書類審査による企画提案競技方式とする。

4 企画提案競技参加資格

次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
- (2) 宮崎県発注の契約に係る指名停止処分を受けていない者
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと、又は、暴力団若しくは暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいい、暴力団の構成団体構成員を含む。）の統制下にある法人でないこと。
- (5) 県税に未納がないこと

5 スケジュール

- | | |
|----------------|--------------------|
| (1) 実施公告 | 令和 7 年 5 月 23 日（金） |
| (2) 質問書受付期限 | 令和 7 年 6 月 9 日（月） |
| (3) 参加申込受付期限 | 令和 7 年 6 月 13 日（金） |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 令和 7 年 6 月 20 日（金） |
| (5) 審査結果通知 | 令和 7 年 6 月下旬予定 |

6 企画提案競技の方法

- (1) 質問書の提出 ※希望者のみ

- ① 提出期限：令和 7 年 6 月 9 日（月）午後 5 時まで（必着）
- ② 提出方法：質問書（別紙 1）に必要事項を記載の上、FAX 又は電子メールで提出すること。
- ③ 回答は、原則として質問受付日から 3 日以内（土日・祝日は除く。）に質問者へ電子メールで送付する。また、必要があれば、参加申込者全員に電子メールで送付することとする。

(2) 参加申込み

企画提案競技への参加を希望する者は、令和7年6月13日（金）午後5時（必着）までに、別紙2（企画提案競技参加申込書）を電子メール又はFAXにて提出すること。

(3) 企画書等提出期限

① 提出書類及び部数

(ア) 企画提案書 【6部（正本1部、副本5部）】

A4版の任意様式とし、仕様書及び別添の審査基準表に従って作成すること。
両面印刷の場合は長辺閉じとし、ファイリングが困難となる装丁を行わないこと。
なお、提案は1社1案とする。

(イ) 見積書（様式任意）【6部（正本1部、副本5部）】

一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。

(ウ) 誓約書（別紙3） 【1部】

(エ) 企画提案競技参加団体の概要 【1部】

下記の内容を記載し、A4版にまとめること。

(i) 参加者の基本情報（名称、所在地、代表者名）

(ii) 担当者（職氏名、連絡先（電話、FAX、電子メール）

(オ) その他の書類（任意） 【6部】

(i) 法人概要や事業の実施に関して参考となる資料

(ii) 類似業務の履行実績（直近2年以内）

② 提出期限：令和7年6月20日（金）午後5時まで（必着）

③ 提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

(4) 審査方法

別添の審査基準表に従い、最も優れた提案を選定する。

(5) 審査結果の通知

審査結果については採択・不採択に関わらず、令和7年6月下旬に参加者に通知する。

(6) 契約の締結等

① 上記（4）の審査により選定された最も優れた提案を行った提案者を契約締結候補者として委託業務に関して必要な協議を行う（その際、企画提案書の内容は、協議の上、変更する場合がある。）ものとし、協議が合意に至った場合は、本委託業務の契約の手続きを行う。

② 契約締結候補者との協議が整わず契約の見込がない時は、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約する。

③ 契約保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

(7) 著作権

① 今回作成する著作物の一切の著作権については県に帰属するものとし、県で今後実施する別の事業において使用できるものとする。

② 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。

(8) その他

- ① 提出された資料は、返却しない。
- ② 企画提案に要する一切の経費は、提案者の負担とする。
- ③ 著作権法等の法令を遵守することとし、企画提案書の記載が法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

(9) 問い合わせ及び書類提出先

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10-1

宮崎県福祉保健部 長寿介護課 介護人材・高齢化対策担当 安藤

電話：0985-26-7059

FAX：0985-26-7344

メール：choju@pref.miyazaki.lg.jp